

令和5年第1回定例会

令和5年 2月15日 開会
同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

令和5年2月15日

議事日程

- 第 1 新議員の紹介
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会期の決定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 管理者発言
- 第 6 議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 7 議案第2号 多野藤岡医療事務市町村組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 第 8 議案第3号 多野藤岡医療事務市町村組合情報公開・個人情報保護運営審議会条例の制定について
- 第 9 議案第4号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の定年等に関する条例等の一部改正について
- 第10 議案第5号 令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）について
- 第11 議案第6号 令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第7号 令和5年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について
- 第13 議案第8号 令和5年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について
- 第14 議員提出 多野藤岡医療事務市町村組合議会の個人情報の保護に関する条例
議案第1号 の制定について
- 第15 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

2番	野口	靖	君	3番	窪田	行隆	君
4番	湯井	廣志	君	5番	橋本	新一	君
6番	岩崎	和則	君	7番	茂木	光雄	君
8番	冬木	一俊	君	9番	針谷	賢一	君
11番	吉田	達哉	君	12番	小野	聡子	君
13番	大竹	隆一	君	14番	松本	賢一	君
15番	三澤	望太	君	16番	鈴木	俊史	君
17番	山崎	恒彦	君	18番	栗原	透	君

欠席議員（3名）

1番	丸山	保	君	10番	隅田川	徳一	君
19番	大久保	斎	君				

説明のため出席した者

管 理 者	新 井 雅 博 君	組 合 事 業 統 括 兼 病 院 長	塚 田 義 人 君
病 院 長 補 佐	設 楽 芳 範 君	介 護 老 人 保 健 施 設 長	河 合 弘 進 君
事 務 局 長 兼 経 営 管 理 部 長	新 井 滋 君	看 護 部 長	高 田 幸 子 君
薬 剤 部 長	堀 口 裕 之 君	診 療 支 援 部 長	高 田 哲 也 君
参 事 兼 経 営 戦 略 室 長	横 坂 政 彦 君	総 務 課 長 兼 安 全 管 理 セ ン タ ー 事 務 統 括	塩 川 広 幸 君
用 度 課 長	新 井 誠 十 郎 君	企 画 財 政 課 長 兼 し ら さ ぎ 管 理 課 長	新 井 恵 介 君
課 長 兼 患 者 支 援 セ ン タ ー 事 務 統 括 兼 緩 和 ケ ア セ ン タ ー 事 務 統 括	清 宮 き よ 江 君	医 事 情 報 課 長 兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 事 務 統 括	五 十 嵐 哲 二 君

事務局職員出席者

医 事 情 報 課 医 務 事 務 グ ル ー プ リ ー ダ ー	新 井 敬 継	研 修 管 理 セ ン タ ー 事 務 統 括 兼 総 務 課 医 局 書 秘 グ ル ー プ リ ー ダ ー	金 澤 祐 子
---	---------	---	---------

総務課 秋山裕子
課長補佐

総務課 中村 悟
課長兼総務課
課長兼総務課
課長兼総務課
総務課
グループリーダー

総務課 大澤佑典
主査

開会の挨拶

議長（野口 靖君） 議会開会に先立ち、ご報告申し上げます。

会議規則第2条の規定に基づき本日の会議について欠席届が隅田川徳一議員、丸山保議員、大久保斎議員より提出されていますので、ご報告申し上げます。

次に、傍聴人の皆様に申し上げます。

当組合議会傍聴規則により、会議中は傍聴人の守るべき事項を遵守していただきますようお願いいたします。また、傍聴席においては、写真、映画等の撮影、また録音等をしてはなりませんので、併せてお願いいたします。

次に、議員各位にお願い申し上げます。

今期定例会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用していただき、発言の際もマスク着用のままお願いいたします。

なお、議長においても、感染拡大防止のため、マスクを着用することといたします。議事進行等で聞きづらい点もあるかもしれませんが、ご協力をお願いいたします。

それでは、議会開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和5年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が招集になりましたところ、議員各位には極めてお忙しい中、多数のご出席をいただきまして開会できますことを心からお礼申し上げます。

今期定例会に提案されますものは、議案9件でございます。慎重にご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等、誠に不慣れな私ではございますが、議員各位のご協力をいただきまして、円滑な議事運営が行われるようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会のご挨拶といたします。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくようお願いいたします。

開会及び開議

午後1時30分開会

議長（野口 靖君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、令和5年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

第1 新議員の紹介

議長（野口 靖君） 日程第1、新議員の紹介を行います。

上野村より、12月16日付で鈴木俊史君が選出当選されました。

以上、1名であります。

第2 議席の指定

議長（野口 靖君） 日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

16番、鈴木俊史君と指定いたします。

この際、自己紹介を許可いたします。

鈴木俊史君、挨拶をお願いいたします。

議員（鈴木俊史君） ただいまご紹介をいただきました、上野村選出の鈴木俊史でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

第3 会期の決定

議長（野口 靖君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

第4 会議録署名議員の指名

議長（野口 靖君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において、4番、湯井廣志君、12番、小野聡子君を指名いたします。

第5 管理者発言

議長（野口 靖君） 日程第5、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井雅博君） 令和5年第1回定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位には大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、議会にご提案を申し上げました案件につきましては、令和5年度の予算をはじめ9議案でございます。いずれも大変重要な案件でございますので、慎重ご審議を賜りましてご決定いただきますようお願いを申し上げて、開会のご挨拶といたします。どうぞよろしくをお願いを申し上げます。

第6 議案第1号

議長（野口 靖君） 日程第6、議案第1号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 議案第1号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてご説明申し上げます。

本件は、組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、組織団体間において協議の上、定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である「桐生地域医療事務組合」の名称が、令和5年4月1日から「桐生地域医療企業団」に変更され、また、吾妻環境施設組合が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となり、議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害に対する補償事務の共同処理を開始するもので、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第1号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（野口 靖君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

第7 議案第2号

議長（野口 靖君） 日程第7、議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてご説明申し上げます。

令和3年5月、個人情報保護法の改正により、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が個人情報保護法に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を国の個人情報保護委員会に一元化することとされました。

令和5年4月1日より、改正後の個人情報保護法の規定が地方公共団体等に対して直接適用されることとなり、条例で法律の規定と重複する規定を存置または新たに整備する必要がなくなるため、現行の本組合個人情報保護条例を廃止し、条例で定めることが必要な事項について、新たに本条例により制定するものであります。

主な内容であります。第3条は、個人情報取扱事務の登録及び閲覧について、第4条は、開示請求に係る手数料等について、第5条は、個人情報の適切な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要と認められるときに審議会への諮問を規定するものであります。

附則第2条は、本組合個人情報保護条例の廃止について、附則第3条及び第4条は、当該条例の廃止に伴う罰則等の経過措置を規定するものです。

施行日につきましては、令和5年4月1日からとするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（野口 靖君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

第 8 議案第 3 号

議長（野口 靖君） 日程第 8、議案第 3 号、多野藤岡医療事務市町村組合情報公開・個人情報保護運営審議会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 議案第 3 号、多野藤岡医療事務市町村組合情報公開・個人情報保護運営審議会条例の制定についてご説明申し上げます。

令和 3 年 5 月の個人情報保護法の改正により、個人情報保護制度は法律による全国的な共通ルールが規定されるとともに、当該地方公共団体における個人情報保護制度の運用等に関し、専門的な知見に基づく意見を聞くための諮問機関に関する規定が整備されました。

本組合においては、個人情報保護法の改正を受け、また、情報公開制度においても同様に制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、新たに情報公開・個人情報保護運営審議会を設置する必要があることから、本条例を制定するものであります。

主な内容であります。第 1 条は、設置目的について、第 2 条は、所掌事務について規定するものです。

また、第 3 条は、組織について、管理者が委嘱する委員を 10 名以内としています。

次に、関連する条例の改正として、附則第 2 条は、本組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正として、情報公開・個人情報保護運営審議会委員を特別職の職員とし、報酬額日額 7,200 円を追加しています。

附則第 3 条は、本組合情報公開条例の一部改正として、審議機関の規定について、また、附則第 4 条は、本組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正として、審査会の設置に関する根拠規定について、所要の改正をするものであります。

施行日につきましては、令和 5 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 議案第 3 号のいわゆる個人情報、こうした中での審議会が、10 名以内の委員をもって構成されるというふうなことですけれども、この審議会の 10 名の構成というのはどんな形の人選がなされるのかどうか。

それに伴って、附則の中で、今度は審議会の中にか分かりませんが、新たに審査会を置くというふうにあります。この審査会委員については、同じ

く、今度は5名以内で、識見を有する者のうちから管理者が委嘱するというふうになっておりますけれども、こういった中で、審議会が10名、そして審査会が5名ということですが、こういった人選はどういうふうな形でされるのか、重複しているのかどうか、詳しく説明をお願いします。

議長（野口 靖君） 総務課長。

総務課長兼安全管理センター事務統括（塩川広幸君） お答えいたします。

まず、情報公開・個人情報保護審査会の10名についてでございます。こちらにつきましては、一応10名ということで決めさせていただきました。こちらにつきましては、必ずしも情報公開・個人情報保護制度について専門的な方ということではなく、各分野におきましてそれぞれ高い見識をお持ちの方ということで考えております。こちらについても、藤岡市情報公開・個人情報保護運営審議会というのがありまして、そちらのほうに倣って私どもも考えております。

もう一点ですが、審査会についてでございます。こちらは附則のほうで第4条ですが、審査会条例の改正をしております。こちらは、審査会条例はもともと設置してあるものでありまして、今回ここで改正が上がってきているのは、所掌事務を変更するというので上げさせていただいております。個人情報・情報公開の制度に関する諮問につきましては、運営審議会のほうに置き換えるということになっております。委員のことにつきましては、今現在5名、委員を委嘱しております。引き続きそちらの方をお願いする予定となっております。

以上、答弁いたします。

議長（野口 靖君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） そうしますと、審議会の関係については、ごく専門的なそういった知識じゃなくて、いろいろな各分野の市で行っているような、そういったものと同じような形になるということですね。

現在、審査会のほうは5名以内ということですが、この審査会の5名というのはどういう構成になっているのでしょうか。

議長（野口 靖君） 総務課長。

総務課長兼安全管理センター事務統括（塩川広幸君） 5名の内訳としましては、弁護士さんが3名いらっしゃいます。あと司法書士の方が1名いらっしゃいます。もう1名が税理士の方ということになっております。

以上、答弁いたします。

議長（野口 靖君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(野口 靖君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(野口 靖君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合情報公開・個人情報保護運営審議会条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(野口 靖君) 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

第9 議案第4号

議長(野口 靖君) 日程第9、議案第4号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の定年等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長(新井 滋君) 議案第4号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の定年等に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

地方公務員の定年については、令和3年6月に改正された地方公務員法第28条の6第2項において、国家公務員の定年を基準とし、各地方公共団体の条例で定めるものとされております。令和5年度より、国家公務員の定年が段階的に65歳に引き上げられることから、本組合においても同様の改正を行うため、関係する条例に係る所要の改正を行うものであります。

主な内容であります。第1条は、本組合職員の定年等に関する条例の一部改正として、職員の定年について、医師を除く職員の定年を、令和5年度から令和13年度にかけて現行の60歳から65歳へ段階的に引き上げることとし、医師については現行の定年年齢65歳のままとしております。

次に、管理監督職勤務上限年齢制の導入については、いわゆる役職定年制として、60歳に達した日以降の最初の4月1日までに、管理監督職から一般職に降任するものであります。

また、61歳となる年度から定年までの期間は、常時勤務を原則としますが、定年前再任用短時間勤務職員制度として、現行の再任用制度と同様の短時間勤務が選択できるものであります。

第2条は、本組合職員の給与に関する条例の一部改正として、60歳に達した日以後の最初の4月1日の給料月額について、その前日である3月31日の給料月額に対し、7割を支給するものであります。

第3条は、本組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正として、第2条の給料月額に係る7割措置に伴い、懲戒処分のうち減給処分となった場合は、その発令日に受ける給料月額等を減給額とするものであります。

第4条は、本組合職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正として、役職定年としての降給、降格の事由となった場合の規定を追加、第5条は、本組合育児休業等に関する条例の一部改正として、育児休業等を行うことができない職員の規定に、役職定年を延長された職員を追加するものであります。

第6条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、第7条は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、第8条は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正として、所要の改正をするものであります。

施行日につきましては、令和5年4月1日からとするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第4号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の定年等に関する条例等の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（野口 靖君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

第10 議案第5号

議長（野口 靖君） 日程第10、議案第5号、令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第5号、令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、第3条の収益的収入及び支出で、病院事業収益9億3,341万5,000円の増額補正、病院事業費用3,485万9,000円の増額補正となっております。

第4条の資本的収入及び支出で、公立藤岡総合病院資本的収入7,055万8,000円の増額補正となっております。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（野口 靖君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

第2条は、業務の予定量を変更するものでございます。令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、入院については、年間延べ患者数を11万4,720人から10万3,197人へ、1日平均患者数を314人から282人へ、外来では、年間延べ患者数を17万504人から16万2,391人へ、1日平均患者数を702人から668人へ変更するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入では、病院事業収益9億3,341万5,000円の増額補正でございます。

医業収益において、2億1,346万5,000円の減額補正で、内訳といたしまして、入院収益2億6,300万円の減額、外来収益4,073万5,000円の増額、その他医業収益880万円の増額となっております。

医業外収益において、11億4,688万円の増額補正で、内訳といたしまして、他会計負担金385万2,000円の減額、補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の補助金を含む11億5,073万2,000円の増額となっております。

次に、支出では、病院事業費用3,485万9,000円の増額補正でございます。

医業費用として、2,825万7,000円の増額補正で、内訳といたしまして、給与費5,674万3,000円の減額、材料費4,000万円の増額、経費4,500万円の増額となっております。

医業外費用では、支払利息及び企業債取扱諸費16万円の増額、特別損失では、旧公立藤岡総合病院跡地売却代金の変更に伴い、固定資産売却損644万2,000円の増額となっております。

第4条の資本的収入及び支出では、公立藤岡総合病院資本的収入で7,055万8,000円の増額補正でございます。内訳といたしまして、固定資産売却代金644万2,000円の減額、補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の補助金による医療機器の購入を含む7,700万円の増額となっております。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 議案第5号の42ページなんですけれども、年間延べ患者数が入院で1日当たり32人のマイナスで、全体では314人マイナスするということなんですけれども、最終的には入院のほうは、入院の収益が2億6,300万円ほどそれで減ってしまうというふうなことであります。反対に、外来についても同じく34人のマイナスではあるんですけれども、最終的には外来のほうはプラスの4,073万5,000円というふうな形で増額になっております。要は、同じように人数が減りながら、患者さんが減りながらも入院がこれほど大きく下がった理由というのはどういうものなのか伺います。それと、外来についてはプラスというふうなことは、どういうことが原因なのか伺います。

議長（野口 靖君） 企画財政課長。

企画財政課長兼しらさぎ管理課長（新井恵介君） お答えいたします。

入院に関しましては、本来であれば収益自体、もう少し減っていてもおかしくないような状況なんですけど、コロナに関する収益等が、単価が上がっておりまして、外来についても共通なんですけれども、診療収益の単価がかなり上がっている状況で、それほど収益が落ちなかったということです。外来については、化学療法を行っておりまして、それに伴う高額薬剤の使用で、当然収益のほうにもその高額薬剤分の収益が乗ってきますので、逆に収益が上がっているといった状況になっております。

以上です。

議長（野口 靖君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） コロナに対する治療の単価が上がっているからこれぐらいのマイナスで済んだんだというふうな話なんですけれども、私は、入院患者のいわゆる令和3年から4年にかけては、令和4年度は、手術回数1,216件かな、予定をしているということなんですけれども、この手術患者の数というのは、大体予定どおりこのぐらいの手術がされたんでしょうか。それとも、そういった中で、前年が1,152人なんですけれども、それと同じぐらいの形の中で下がったのかどうか伺います。

議長（野口 靖君） 暫時休憩いたします。

（午後 2 時 0 3 分休憩）

（午後 2 時 0 4 分再開）

議長（野口 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。経営管理部参事。

参事兼経営戦略室長（横坂政彦君） 先ほどの質問にお答えさせていただきます。

今年の 4 月から 12 月までのところで比較させていただいているんですけども、令和 3 年度が 1, 822、令和 4 年度は 1, 831 と、若干増えているような状況でございます。

以上とさせていただきます。

議長（野口 靖君） 暫時休憩いたします。

（午後 2 時 0 5 分休憩）

（午後 2 時 0 5 分再開）

議長（野口 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。経営管理部参事。

参事兼経営戦略室長（横坂政彦君） すみません、先ほどのご質問で追加をさせていただきます。

先ほどの手術件数に関しては、全身麻酔のところの件数として 1, 200 台というところで答えさせていただきましたけれども、私のほうで今お答えしたのは、手術という部類全部含めて計算をさせていただいております。

以上、答えとさせていただきます。

議長（野口 靖君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） この病院収益の主立ったものというのは、ほとんど、この入院として手術における、それが病院経営の基本というような形になっている中で、たまたま今回はこのコロナの関係の補助金といいますか、病床確保に対する国からの補助金が 11 億来ているから、こういった中で病院の経営自体は収益が何とか戻しているということでしょうけれども、私もこの病院で 2 年前に手術をさせていただいたことがありますけれども、非常にすばらしい、そういった中で体制をとっているんですけども、これについて、入院の、先ほど、今の話だと、全身麻酔がどうのというふうな話がありましたけれども、全体のこの入院という手術件数というのが確保できないと、本当に病院経営というのは先行き不安だなと思いたいますが、その辺について、目標でありますここに、令和 4 年議会の中ででているんですね、この手術件数。これについては、目標と同じような形の中で推移をされているということでしょうか。

議長（野口 靖君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） 病院長です。お答えします。

確かに議員さんがおっしゃるように、コロナ感染流行という特殊な状況というものを差し引いて、本来の病院稼働のことで考えなきゃいけないということ

です。おっしゃいましたように、手術は非常に単価が高いんですね。年度の初めの目標で、全身麻酔で1,200という数字を掲げておるところでございます。現在、その目標をどれだけ達成しているかという具体的な数字は持ち合わせておりませんが、コロナの初年度に比べますと、手術の控え、不要不急の手術ということにはなっている状態に入っています。数はこの数年の間、横ばいではないかと思えます。高機能の病院として広い範囲から手術の患者さんを集めて、数を上げ、存在感を示すために、より一層外科系の診療機能の回復に努めたいと考えます。

議長（野口 靖君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 非常にそういう中で、やはりこの当病院の本当に専門的な技術がありますこの手術というのが一番の収益の基になり、また、患者さんにも安心して手術をできる病院だというふうな形の中で、私も含めて非常に素晴らしいものだと思っていますので、ぜひ病院側の先生方のご努力、スタッフの努力をしていただきたいと思います。

そうした中で、51ページになるんですけども、病院全体の経営の中で、予定貸借対照表の関連になりますけれども、企業債の一般会計に関する、見込まれる金額というのが68億2,318万3,000円というふうな形であります。このような見込みですよ。この金額、昨年度が73億1,015万ぐらいだったんですよ。いわゆるこの企業債の償還に係る他会計の負担額というのが、これは5億円ほどマイナスをしているんですけども、この理由について伺います。

議長（野口 靖君） 企画財政課長。

企画財政課長兼しらさぎ管理課長（新井恵介君） お答えいたします。

負担する額が減っている理由としては、今年度も前年度もそうなんですが、市のほうから償還金に対する負担金をいただいていますので、その部分が減っていているということになります。

以上です。

議長（野口 靖君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 市のほうからのこの特別会計繰出金が、毎年、5億ずつ減っているということでございます。こういった中で、非常に病院の中では、今まで負債的に、たしか130億ぐらいが、建設に関するそういったものを持っているんじゃないかなと思いますけれども、そうすると、このまま病院さんのほうで頑張っていきながら、コロナの給付金も、収まってきていますけれども、この辺も収益に貢献しているということになると、そうすると、予定どおり藤岡市からの繰出金は5億減る。ほかの町村さんのあれもあるんでしょうけれども、そういうふうな考えでよろしいんですね。

議長（野口 靖君） 企画財政課長。

企画財政課長兼しらさぎ管理課長（新井恵介君） 毎年5億ずつ減るということではなくて、その年によって、これから増える部分もございますし、減っていく部分もあって、その辺の上下の関係で、例えば電子カルテを入れるようなときにはものすごく増えてしまうような形になると思います。

以上です。

議長（野口 靖君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第5号、令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（野口 靖君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

第11 議案第6号

議長（野口 靖君） 日程第11、議案第6号、令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第6号、令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、第3条の収益的収入及び支出において、予定額の補正、第4条では、訪問看護事業から介護老人保健施設事業に対しての出資金の増額補正となっております。

また、第5条は、議会の議決が必要な経費で、職員給与費の補正に伴うものでございます。

以上、提案説明といたします。慎重ご審議いただきますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（野口 靖君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

第2条は、介護老人保健施設と訪問看護ステーションの業務の予定量を変更するものでございます。

特に介護老人保健施設しらさぎの里につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、療養者及び利用者が減少しております。

第3条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入では、第1款介護老人保健施設事業収益で2,429万3,000円の減額となります。

内訳といたしまして、事業収益で、入所療養者の予定量が当初に比べ1日平均3人減少を見込み、また、通所利用者の予定量が当初に比べ月平均256人減少する見込みのため、3,443万4,000円の減額補正、事業外収益では、新型コロナウイルス感染症のクラスターの発生に伴う補助金により、1,014万1,000円の増額補正となります。

第2款訪問看護事業収益では、延べ利用者の予定量が年間で1,093人減少する見込みのため、1,060万2,000円の減額補正、事業外収益では、職員の駐車場料金で2万円の増額補正となります。

支出につきましては、第1款介護老人保健施設事業費用で、1,350万7,000円の増額補正となります。

内訳としまして、給与費で232万3,000円、材料費で108万4,000円、経費で970万円、委託費で40万円の増額でございます。

第2款訪問看護事業費用では、271万4,000円の減額補正となります。

内訳といたしまして、給与費で348万4,000円の減額、材料費で20万円、経費で55万円の増額、事業外費用では、リース利息2万円の増額補正でございます。

第4条資本的収入及び支出でございますが、収入第1款介護老人保健施設事業資本的収入で、出資金による3,000万円の増額補正、支出の第2款訪問看護事業資本的支出で、出資金による3,000万円の増額補正でございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、給与費の減額に伴うものでございます。

以上、詳細説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

議長(野口 靖君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(野口 靖君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(野口 靖君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第6号、令和4年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(野口 靖君) 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。14時35分より再開いたします。

(午後2時20分休憩)

(午後2時29分再開)

議長(野口 靖君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告いたします。吉田達哉君から令和5年2月15日付で、一身上の都合のため本日の会議を早退する旨の届出が議長宛てに提出されておりますので、ご報告いたします。

第12 議案第7号

議長(野口 靖君) 日程第12、議案第7号、令和5年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者(新井雅博君) 議案第7号、令和5年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

第3条の収益的収入及び支出は、病院事業収益125億8,206万9,000円、病院事業費用129億11万9,000円、事業収支におきまして3億1,805万円の純損失を計上いたしております。

次に、第4条の資本的収入及び支出は、公立藤岡総合病院資本的収入6億3,865万6,000円、公立藤岡総合病院資本的支出13億5,877万円を計上いたしております。

以下、第5条から第9条までは所要の額を計上させていただきました。

以上、提案説明といたします。慎重ご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（野口 靖君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

初めに、第2条の業務の予定量についてですが、公立藤岡総合病院における入院の病床数399床、年間延べ患者数11万6,132人、1日平均患者数317人、外来では年間延べ患者数17万2,478人、1日平均患者数709人を予定するものでございます。

また、主要な建設改良事業の予定額は、設備機器整備事業4,807万円、機械器具整備事業2億5,000万円でございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入では、病院事業収益で125億8,206万9,000円、内訳といたしまして、医業収益118億503万3,000円、医業外収益6億6,552万6,000円、特別利益1億1,151万円でございます。

次に、支出では、病院事業費用で129億11万9,000円、内訳といたしまして、医業費用124億2,907万5,000円、主なものといたしまして、給与費61億5,171万4,000円、材料費31億2,910万円、経費21億6,175万円、減価償却費9億3,427万円でございます。

医業外費用は4億6,504万2,000円、特別損失500万2,000円、予備費100万円でございます。

事業会計の収支では、3億1,805万円の純損失を計上しております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

公立藤岡総合病院資本的収入では6億3,865万6,000円、内訳といたしまして、他会計負担金4億4,065万6,000円、企業債1億9,800万円でございます。

公立藤岡総合病院資本的支出では13億5,877万円、内訳といたしまして、建設改良費2億9,907万円、企業債償還金9億3,970万円、出資金1億2,000万円でございます。

第5条は、債務負担行為として、医療情報システムソフトウェア・ハードウェア更新事業及び外来棟熱源設備更新事業を計上、第6条は、企業債として、設備機器整備事業及び機械器具整備事業を計上しております。

第7条は経費の流用について規定し、第8条、第9条は、それぞれ所要の額を計上しております。

今後も地域住民の皆様に安定した医療を提供するため、職員一丸となりさら

なる経営改善を進めてまいりたいと考えております。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第7号、令和5年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（野口 靖君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

第13 議案第8号

議長（野口 靖君） 日程第13、議案第8号、令和5年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第8号、令和5年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算についてご説明申し上げます。

介護老人保健施設事業会計は、高齢者の自立生活を支援する介護老人保健施設しらさぎの里、在宅での医療を支援する訪問看護ステーションはるかぜが、増加する高齢者へ医療・介護サービスを継続的に提供できるよう、令和5年度予算を編成いたしましたところでございます。

第3条の収益的収入及び支出は、2事業合計で収入は5億9,811万3,000円、支出は6億4,552万円となり、4,740万7,000円の赤字予算を計上するものでございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出でございますが、介護老人保健施設事業収入で、企業債、補助金、病院事業からの出資金1億2,000万円、合わせまして1億6,512万5,000円を計上、支出では、建設改良費、企業債

償還金として、2事業を合わせまして1億179万円を計上いたしております。

以下、第5条、第7条は所要の額を計上させていただきました。第6条については、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めております。

以上、提案理由とさせていただきます。慎重ご審議いただきますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（野口 靖君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

初めに、第2条の業務の予定量でございます。

介護老人保健施設における入所は、定員80人、年間延べ療養者数2万7,084人、1日平均療養者数74人、通所では、定員50人、年間延べ利用者数1万1,008人、1日平均利用者数43人を予定しております。

訪問看護ステーションでは、年間延べ利用者数1万2,393人、1日平均利用者数51人を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

まず収入では、第1款介護老人保健施設事業収益で4億7,766万1,000円、内訳といたしまして、事業収益が4億7,385万円、事業外収益が380万1,000円、特別利益1万円でございます。

第2款訪問看護事業収益は1億2,045万2,000円、その内訳は、事業収益が1億2,021万2,000円、事業外収益が24万円でございます。

次に、支出について申し上げます。

第1款介護老人保健施設事業費用は5億4,925万1,000円で、その内訳は、第1項事業費用5億4,296万3,000円、第2項事業外費用618万5,000円、第3項特別損失3,000円、第4項予備費10万円でございます。

主なものといたしましては、事業費用で、給与費3億7,299万3,000円、材料費3,900万円、経費6,785万円、委託費4,240万円でございます。

第2款訪問看護事業費用は9,626万9,000円で、その内訳は、第1項事業費用9,576万2,000円、第2項事業外費用40万7,000円、第3項予備費10万円でございます。

主なものといたしましては、事業費用で、給与費8,239万6,000円、経費1,075万6,000円でございます。

介護老人保健施設事業会計の収支につきましては、介護老人保健施設事業では7,159万円の純損失、訪問看護事業では2,418万3,000円の純

利益となり、2事業合わせて4,740万7,000円の純損失を計上しております。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。

まず収入ですが、第1款介護老人保健施設事業資本的収入は1億6,512万5,000円、その内訳は、企業債4,400万円、出資金による1億2,000万円、補助金112万5,000円でございます。

次に、支出について申し上げます。

第1款介護老人保健施設事業資本的支出は1億24万円で、その内訳は、建設改良費で4,601万円、企業債償還金5,423万円でございます。

第2款訪問看護事業資本的支出は、建設改良費で155万円でございます。

第5条は、企業債として設備機器整備事業を計上しております。

今後も地域住民の皆様に安定した介護サービスを提供するため、職員一丸となりさらなる経営改善を進めてまいりたいと考えております。

以上、詳細説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） ただいま上程になりました議案第8号、令和5年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について、大変、私、憂いているので、何点か質問をさせていただきます。

しらさぎの里の経営状況、これについてまず質問をさせていただきますが、先ほどの議案第6号の令和4年度の補正予算で、訪問看護事業からの出資金1億2,000万があり、また、現在の上程されている令和5年度予算では、病院事業からの出資金1億2,000万の計上が見込まれております。しらさぎの里の経営の悪化は、過去の決算状況からも明らかであります。

まず質問をさせていただきたいのは、病院事業からの長期借入金2億円が計上されております。これを含めて今まで幾らの現金がしらさぎの里に投入をされているのかお示しをしていただきたいと思います。

議長（野口 靖君） 企画財政課長。

企画財政課長兼しらさぎ管理課長（新井恵介君） お答えいたします。

まず、先ほどお話にありました病院事業からの長期貸付金が2億円、その後は、訪問看護事業より出資金という形で令和元年度から令和4年4月までで総額3億3,000万円、合計で5億3,000万円を出資、貸付けしている状況です。

以上です。

議長（野口 靖君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君）　　また、4条予算の中で建設改良費4,400万が計上され、その財源は企業債の借入れとあります。さらに、病院事業から1億2,000万円の出資を受けると示されております。この多額の借入れや出資を受けている状況について、しらさぎの里の責任者である施設長はどのように感じているのか、そして、今後どのようにしていくのか、お考えを示してください。

議長（野口 靖君）　　介護老人保健施設施設長。

介護老人保健施設長（河合弘進君）　　お答えいたします。

現在の状況ですと、議員さんのおっしゃるとおり、財政的に大変厳しい状況に置かれているというふうに思います。

今後でございますが、受入れ入所につきましては、受入れの増加の努力、具体的には、対外的に現在やっていることのアナウンスを、広くアナウンスすること、それから、現在ご紹介いただいている病院に対する連絡ということで、増加を図りたいと思っております。

通所につきましては、同様の方針で増加を図りたいと思っておりますが、ご存じのとおり、新型コロナウイルス感染のまだ収まらない状況でございますので、そちらとの兼ね合いがなかなか難しいところでございまして、実際、それによって事業を縮小して継続しなければならない日もございました。

ですから、今後、通所、入所もそうでございますが、新型コロナウイルス感染の対策を行いつつ、先ほど申し上げたような利用者の増加を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（野口 靖君）　　冬木一俊君。

議員（冬木一俊君）　　今、施設長さんのお考えをお伺いいたしましたが、はっきり言いますよ、この机上の改善策ではなく、具体的に解決策はあるのかという意味で私は質問したんだけど、先生、もう26年も経過していますね、この施設はね。施設設備の老朽化、かなり進んで、今後も多額の費用が想定されるんじゃないかというふうに私は思います。施設の改修計画もするんでしょう、しているんでしょう。継続するということなので、私は、ちょっと違和感を感じておる議員の一人であります。

病院のホームページを拝見させていただきました。介護老人保健施設しらさぎの里経営戦略というものがホームページに出ております。これについては、事業改良、また施設、また、先ほどお示しいただいたサービス日数及び延べ利用日数等々があります。そうした中で、少し抜粋して、私は、皆さんが市民に示しているホームページの内容をここでかいつまんで朗読します。

平成30年度3,476万円の赤字、令和元年度については2,639万円の赤字、令和2年度には新型コロナウイルスの影響をもろに受けて6,410

万円の赤字になったということで、現在の現況について示しております。また、令和3年度はさらに入所の利用率が低下をしているというものがあります。

それと、全国平均と比較した結果についてもお示しがしてあるんですけども、事業収益に対する事業費用の割合、給与費、平均に比べて70%を超えて非常に高い。こういうものが経営を圧迫している一つの要因になっているんじゃないですか。開設時の正職員を採用しているために、昇給等により平均年齢の上昇とともに給与費が増加し、1人当たりの給与費が高くなっておりますよね。施設長、そうですね。

収支計画のうちの投資についての説明は、建設時の企業債償還が令和9年度まで残っております。令和8年度までは毎年、元利合わせて約6,000万円の償還となります。先ほども指摘をさせていただきましたけれども、令和5年度から令和7年度については空調設備の改修工事を予定しているんですよね。また、令和6年度については介護システムも更新をするということになっております。

収支計画のうちの財源についての説明のところでは、事業に対する一般会計からの繰入金がないため、訪問看護事業から出資して経営を維持しているのが現状じゃないですか。

それと、ここは私は非常に深く問題提起をしたいんでありますけれども、投資についての検討状況等のところで、施設等の統合、縮小、廃止に関する事項というのが見受けられます。これについては、地域包括ケアシステムを構築する上で重要な施設ではあり、需要もあります。藤岡圏域での必要性については構成市町村と検討しているというものがあります。ぜひしていただきたいんですよね。

質問させていただきます。

先程来、私が、皆さんがつくったホームページを拝見させていただきますと、この中に、介護職員の年齢の増加に伴う給与費の増加が経営を圧迫していると記載されておりました。令和5年度の事業収益に対する給与費率は、78.7%と非常に高いですよ。今後も給与費は増加するわけでありますから、費用の削減は、申し訳ないけれども、期待をすることはできません。先ほど申しましたように、施設の統合、縮小、廃止に関する事項、既にその検討をするときに来ているのではありませんか。さらに言うなら、もっと早く検討すべき事項であったというふうに私は思います。

聞くところによりますと、この圏域については、入所者230床でカバーをしているわけでありますが、市内の病院が病床転換をして老人保健施設にするという情報があります。そうなれば、仮にしらさぎの里がなくなっても、老人保健施設の療養病床は、私は確保できるというふうに思っております。それを

含めて早急に具体的な検討を私はすべきと思いますが、考えをお伺いいたします。

議長（野口 靖君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

今まで介護老人保健施設しらさぎの里につきましては、圏域で大変重要な位置づけの施設ということで、存続のほうをしてきました。検討のほうも、構成市町村のほうで勉強会のような形で検討もさせていただいてきました。その中で、この地域にどういう介護ニーズがあるのか、また、介護需要の動向についてどうなのかというところをちょっと確認してきているところでございます。

取りあえず、県の計画で、この圏域で230床ということで、今、公的施設で2施設、民間施設1施設で、整備計画自体はクリアされているわけなんですけれども、今後、県の計画というのはどのぐらいのベッド数を想定するか分からないんですけれども、今、議員さんからお話がありましたように、民間施設のほうで拡充されるということになれば、それに合わせて公的な施設のベッド数というのの見直しも検討していくことになるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（野口 靖君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） なかなかはっきり触れないので、私のほうからお話をさせていただきます。

今、230床という話が経営管理部長のほうからありました。公的施設については、しらさぎの里、また老健の鬼石、また、みどりの園、いわゆる篠塚病院さんの附属の施設ですが、そこで100床ということで、しらさぎが80、老健鬼石が50、みどりの園が100ということですのでよろしいですね。

それで、私が言っているのを忘れたと思いますが、病床転換をするという話は全然知りませんか、聞いておりませんか。聞いていますよね。この公の役目が終わりつつあるのが現状だというふうに私は思いますので、それが病院の経営を非常に圧迫しているというのが今回の議会でも明らかになっているわけですから、ぜひ、病院長を中心に管理者ともよく相談をしていただきながら、経営戦略、今後のしらさぎの里の在り方をきちんと検討していただきたいというふうに私はと思いますが、病院長の所感をお伺いして質問を終わりにさせていただきます。

議長（野口 靖君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） 冬木議員さんから温かくも厳しいご指摘をいただきまして、ありがとうございます。

経営問題、これはもう数年来の課題でありまして、存続も含めて真剣に討議したこともあったと聞いております。議員さんからではなく、当院からです。

繰出しが多くて、人件費が多くて、事業モデルとしては成立していないんだとか、また、昨年来の経営改善、コロナ禍の落ちこみではありますけれども、診療報酬の中で強化型の介護老人保健事業ということで、何とか内容を刷新できないかと検討いたしましたけれども、非常に制約が多くて、根本的な解決に至りませんでした。

26年経過して、この施設が発足したときとは状況は変わってきていまして、民間の中で高齢者のデイサービスですとか入居施設もたくさんでき、当院としての公的な老健施設の使命としては、役割を終えつつあるのではないかと、ご指摘のとおりだと思います。

ここに施設長がおりますので、私も軽々には申し上げられませんが、今後、施設の耐久年数も過ぎていきますし、より収益の上がる施設として、その方策があればその方策を考えていきたいと思っておりますけれども、この地域の老健事業は、民間のほうに軸足を移して、鬼石の老健の拡充もセットで考えるということもあるかもしれません。発展的解消といいますか、しらさぎの里の今後の在り方というのを真剣に議論していく、良い機会ではないかと考えます。

以上です。

議長（野口 靖君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第8号、令和5年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（野口 靖君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

第14 議員提出議案第1号

議長（野口 靖君） 日程第14、議員提出議案第1号、多野藤岡医療事務市町村組合議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者、三澤望太君。

議員（三澤望太君） 議員提出議案第1号、多野藤岡医療事務市町村組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

令和3年5月、個人情報保護法の改正により、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を国の個人情報保護委員会に一元化することとなりました。

これに伴い、改正後の個人情報保護法では、議会は適用対象外とされていることから、本組合議会において、独自に条例を制定するものであります。

本条例案は、改正後の個人情報保護法との整合性を勘案し、法の第5章行政機関等の義務等の各条の規定に対応するものであります。

主な内容については、第1条からの第1章総則では、議会における個人情報の取扱いに関して、その目的及び定義などを定めています。

第4条からの第2章個人情報等の取扱いでは、個人情報の保有の制限等、利用目的の明示、従事者の義務、利用及び提供の制限等を定めています。

第18条の第3章では、個人情報ファイルとして、個人情報ファイル簿の作成及び公表を、第19条からの第4章開示、訂正及び利用停止では、議会の保有する個人情報の開示請求権や開示請求の手続、開示決定等の期限などを定めています。

第48条からの第5章では雑則、第54条からの第6章は罰則について定めております。

本条例の施行日につきましては、令和5年4月1日としています。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（野口 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（野口 靖君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第1号、多野藤岡医療事務市町村組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、本案は原案のとおり決

することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(野口 靖君) 起立全員であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

第15 一般質問

議長(野口 靖君) 日程第15、一般質問を行います。

茂木光雄君の質問を行います。茂木光雄君。

議員(茂木光雄君) 議長から許可をいただきましたので、通告してあります、サイバー攻撃に対する対策についてということで質問をさせていただきます。

昨年の10月以来、大阪の急性期・総合医療センターをはじめ、総合大医療センターというか、大きな病院でランサムウェアによる、いわゆる病院のカルテが暗号化されてしまい、そして、この対策として身代金要求というふうな形の犯罪が起きております。大手の病院だけかなと思いましたがけれども、その後、徳島県のつるぎ町立半田病院、これは、町立のそれほど大きくない、鬼石病院程度の病院というふうに聞いておりますけれども、そのほか、静岡県の民間の病院等、これについては1,000、2,000というふうなカルテが暗号化されてしまい、その修復に多額のいわゆる解除の身代金を要求されていると、そういった事件が非常に大きく報道をされております。

こういった中で、本病院については急性期があり、そういった中での拠点病院でありますから、そういった中で、今までBCPという、いわゆる総管理の関係のこういった災害対策においての、あったときに病院の機能の回復のために、こういったシステムづくりというのがされているというふうに聞いておりますけれども、病院における現状について、BCPのこういった中での対応というものが、いわゆるサイバー攻撃を受けたときに、果たして必要に足るものなのかどうか、まず、BCPの計画を策定している要件、それと対応の状況についてお尋ねをいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

議長(野口 靖君) 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長(新井 滋君) お答えいたします。

まず、国から示されている病院事業に関するBCPの基本的な考え方ではありますが、震災などの災害によって損なわれる病院機能を、実行可能な事前準備と発災後のタイムラインに乗せた優先度に基づいた行動計画により維持回復するとともに、発災によって生じた新たな医療ニーズにも対応するための計画であり、従来の災害対応マニュアルを含み膨らませたものというふうにされております。

当院においては、平成31年3月にBCPを作成しております。内容としま

しては、大地震による災害を想定したもので、被災により低下する業務遂行能力を補うため、優先すべき業務を選定、実施するための計画として、指揮命令系統の確立、業務遂行に必要な人材と資源の配分について、災害発生直後から30分以内、1時間以内、72時間以内などといったタイムラインごとに遂行する行動を定めています。

また、新型コロナウイルス感染症に対応する診療継続計画については、令和2年3月に作成し、運用してきたところでございます。

今般、国内の医療機関を標的とした、ランサムウェアを利用したサイバー攻撃による被害が増加しておりまして、診療を長期間停止せざるを得ない事態も引き起っているところでございますので、当院といたしましても、喫緊の課題として、BCPの作成及び必要な対策を講じていく考えであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（野口 靖君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） BCP、事業継続計画というのは、今の話ですと、31年には既に、救急指定病院としてのそういった必要性から、災害に対する対応マニュアルをきちっと対応して行動しているということでございます。そしてさらには、この新型コロナウイルス感染症の関係については、令和2年というふうに私は聞こえたのですが、令和4年1月に作成して運用するというところでございます。

こうした中で、いわゆるこの病院に対する診療カルテの凍結と申しますか、そういったものが非常にここへ来て昨年の10月以降問題になっているわけですが、それに関して、今のところ、今の話ですと、このBCPの関係だけでは対応ができないというふうな感じに私は捉えるんですけれども、そういった中で、この電子カルテなどの機器、そういったものに障害が生じた場合についてはどのような形になるのか、そういった中で対策、そういったものというのはどんなものがあるのか伺います。

議長（野口 靖君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

まず、先ほどの新型コロナの診療継続計画につきましては、新型コロナが発生した直後、令和2年3月にはもう作成しておりまして、令和4年1月までに改定を重ねてきているところでございます。

次のご質問で、機器の管理状況につきましては、まず電子カルテにつきましては、導入メーカーが24時間365日、サーバー機器及びシステムの監視を行っており、対象サーバーにハードウェア的な障害、それからシステム停止を伴うような障害が発生すれば、病院及び管理職員に連絡が入ります。あわせて、状況によって、ハードウェアの障害復旧にはカスタマーエンジニア、ソフトウェアの障害復旧にはシステムエンジニアを病院へ派遣して、障害の復旧対策を

行うことになっております。

次に、ワーム等の一般的なパソコンに依存するウイルス対策については、医療情報システムのパソコンにウイルス駆除ソフトをインストールしていることや、USBメモリ等の外部媒体を使用できないように制御しているため、ウイルス感染のリスクはありません。しかし、ランサムウェア等のウイルス対策については、オンライン資格確認や導入業者とのリモート保守における外部ネットワークからウイルスが侵入しますので、100%の対策は非常に難しい状況となっております。どの医療機関においてもウイルス感染対策は検討していますが、それ以上に、診療記録における患者データのバックアップの確保や、早急にシステム復旧できることを想定したシステムの改修や運用を検討しております。

当院においても、現状の電子カルテシステムでは、ランサムウェア対策や災害時でのバックアップが物理的に対応できません。来年度以降に更新を予定している次期電子カルテシステムでは、災害時でもデータの管理や早期に復旧ができるシステムを導入していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（野口 靖君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） いろんな形の中で、現状ではパソコンに対するそういった感染というのは遮断できるというか、そういったものがあるんだけれども、現実には、先ほどのいわゆるシステムとカルテ、こういった形の病院の情報とシステムの関係についての、そういった感染というのは防ぎようがないんだというふうな形の中で、私、11月の質問のときに、いわゆる電子カルテシステムは富士通さんがたしか全面的に管理をやっているというふうに考えますけれども、そういった中で、そのときに、こういった機器メーカーをはじめとして、病院としてきちっとした対策を、対応をしていきたいというふうな答弁をいただいておりますけれども、いわゆる昨年以降、今日に至るまで、富士通さんとそういった中で研修なり、そういった状況の確認なり対策というものをしたことがあるのかどうか。それとまた、事務局はもちろんですけれども、先生方をはじめ管理者に対するそういった中での研修というのが今まで行われているのかどうか伺います。

議長（野口 靖君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） お答えします。

サイバーセキュリティーの問題は非常にタイムリーでありまして、当院の電子カルテの更新時期が再来年に迫っております。導入メーカーさんもこの辺のところは非常に機能を強化しますというところで、バージョンアップしたものを用意していただいております。

職員の研修ということになりますと、まだまだ手つかずのところは承知です。我々職員、電子カルテというのは、閉じた中で、外部からの脅威を全く意識することなく毎日使っているわけですがけれども、日本で起きたようなこういった事例が当院で発生しますと、想像を絶する混乱を来すわけです。

ただ、悩ましいのがですね、感染対策は、個々にあるいは全体として対策を具体的に明示できますし、地震ですとか火災の対策もやはり想定した訓練ができますけれども、これに関しては、一般の職員が気をつけようがなく、システム部門、あるいは業者の方に頼るしかないというところなんです。今後、電子カルテというのは医療機関の中で情報共有ということが進んでいきますし、あるいは院外処方も電子処方という形で薬局とも電子カルテとの照合ということで患者さんがマイナンバーカードを使って自分の情報にアクセスできるだとか、閉じた方向に向かわなければいけない中で、このような逆の大変な危機が背中合わせになるというところ、これはもう職員の一人一人が自覚しなければいけない対策でありますので、ぜひとも研修を企画したいと思います。

折しも令和4年から、400床以上の病院は情報セキュリティ研修というのが必須のものとなっています。当院は399ということで、必ずしもやらなくても済むんですけれども、重要性においてもなんら変わることはありませんので、職員一人一人に知っていただくようなことを計画いたします。

以上です。

議長（野口 靖君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 今、本当に病院長も、万が一こういった中での攻撃を受けたときに、今のところ対応のしようというものが無いけれども、それなりに危機意識を持って、病院全体、管理者を含めて取り組んでいきたいというふうな形になっているようでございます。

そして、今の説明からですと、いよいよ電子カルテの導入というのが来年度になってくると思いますけれども、先ほど私が質問したときに、この導入をする際に非常に多額の費用がかかるというふうな、いろんな安全対策等を考えたときに、非常にこれまでの電子カルテの関係を相当バージョンアップさせるなり新しくする中で、非常に多額の経費がかかるんだというふうな話が出ておりました。そうした中で、いよいよ5月には、コロナ対策におけるいわゆる感染症2類から5類に落ちるということになるのと、そういった中で、国からの補助金といいますか、病床確保に対する補助金というのは非常にほとんどなくなってしまっているのではないかなというふうな気がしますがけれども、費用の増大が見込まれる中、また補助金がなくなってくる中で、サイバー対策にも気を使っているかなとかならないところですがけれども、まず、研修はどんな形でいつ頃実施されるのかどうか、最後にお伺いして質問を終わります。

議長（野口 靖君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） ご指摘のように、経営に関しましては、コロナは消えてなくなるわけではありませんし、感染者が出れば、5類となったとはいえ、重症患者を受け入れることはあるんですけども、そういった中で、本来の病院の機能を強化していかなければいけないと考えています。

研修に関しては、まだ、いつ、こういった内容でやるということは申し上げられませんけれども、新年度内の中では必ず行いたいと思います。これはどの病院も同じようにやっている動きですし、400床以上の病院では研修をやっているはずですので、そういったところとの情報交換をして企画をしたいと思っています。

以上です。

議長（野口 靖君） 以上で茂木光雄君の質問を終わります。

以上で、発言通告のありました質問は終了いたしました。

字句の整理の件

議長（野口 靖君） お諮りいたします。本会議で議決されました議案については、会議規則第38条の規定に基づき、その条項、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（野口 靖君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理は議長に委任することに決しました。

管理者挨拶

議長（野口 靖君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

管理者（新井雅博君） 議会の閉会に当たり、お礼のご挨拶をさせていただきます。

本日ご提案をさせていただきました9件の議案につきまして、慎重ご審議の上、9件とも全員の賛成をいただきまして決定をいただきまして、心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

また、議会中賜りましたご意見、あるいはご指摘につきまして、しっかりと受け止めさせていただきまして、今後も信頼される病院、あるいは地域の中核病院としてのその責任をしっかりと果たしていきたいというふうに思っているところであります。

また、病院の経営の健全化につきましても、しっかりと努力をこれからも重ねてまいりますので、議員皆様方からのこれからもご支援とご理解を賜ります

ようをお願いを申し上げたいというふうに存じます。

結びに、議員皆様のご健勝とさらなる活躍を心からご祈念申し上げて、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

閉会

議長（野口 靖君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和5年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時25分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長 野 口 靖

署名議員 湯 井 廣 志

署名議員 小 野 聡 子